

(案)

平成 2 9 年度府中市協働事業評価結果及び
平成 3 1 年度提案型協働事業選考結果等について

(答申)

平成 3 0 年 月

府中市市民協働推進会議

はじめに

府中市市民協働推進会議（以下「当会議」と言います。）は、平成２９年５月１８日付けで、高野市長から、２年間の任期で、「市民協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うこと」、「協働事業提案制度に基づく協働事業の選定を行うこと」及び「その他市民協働の推進に関し、市長が必要と認めること」の３点について検討を行い、答申するよう、諮問を受けました。

今年度は、「協働事業等評価制度」に基づき、平成２９年度の協働事業の評価として、協働事業３事業、提案型協働事業４事業（市民提案型協働事業２事業、行政提案型協働事業２事業）の計７事業を対象として実施するとともに、協働事業提案制度に基づき、平成３１年度の提案型協働事業について事業の選考を行いました。

また、平成２７年度に策定した「府中市市民協働推進行動計画（以下「行動計画」と言います。）」に基づき、平成２９年度に引き続き、市民協働の推進に関する条例について、要否を含めた検討を行いました。

評価に当たっては、「府中市市民協働の推進に関する基本方針（以下「基本方針」と言います。）」に基づく協働の原則に則って事業が行われているかなど、協働の視点や協働の成果を意識し、市民や事業担当課へのヒアリングを行いました。また、いずれの事業についても協働の意識や、目的・課題の共有、相互理解ができていることを確認することができました。また、評価結果（課題や改善点等含む）を具体的に伝え、市民や事業実施者が今後より良い形で事業に取り組むことができるよう、評価シート自体についても検討を行いました。

また、市民協働の推進に関する条例については、「第６次府中市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」といいます。）」における各施策の取組の協働による成果を踏まえ、改めて判断することとしました。

ここで当会議における検討結果について、答申として提出させていただきます。

この答申が協働事業の質を更に向上させ、「協働によるまちづくり」に資することは基より、「市民協働都市」の実現に少しでも貢献できることを期待します。

府中市市民協働推進会議			
会 長	藤 江	昌 嗣	
副会長	長谷部	美 佳	
委 員	荒 金	恵 一	
同	池 上	直 輝	
同	井 上	雅 允	
同	奥 村	幸 子	
同	木 村	和 雄	
同	草 郷	亜 実	
同	谷 本	三 郎	
同	宮 坂	亮	
同	吉 井	康 之	

平成 29 年度府中市協働事業評価について

1 今年度の評価に当たって（評価の視点）

今年度の評価対象事業は、市が実施している「協働事業実績調査」において、「協働事業」と捉えられている事業の中から、協働事業として市民が理解しやすい事業等を中心に 5 事業、提案型協働事業 2 事業の、計 7 事業としました。

評価に当たっては、事業の評価ではなく、より一層協働の視点を意識して取り組み、特に、事業を実施するに当たっての協働の必要性、目的や課題の共有ができているか、相互理解ができていたかといった点を意識しました。

お互いが尊重し合い、役割や強みを理解し合うことで、事業を無理なく進めることができ、また、新たな気付きや取組が生まれるなど、大きな事業成果にもつながります。

2 個別評価を通して共通して感じられたこと（総論）

相互評価シート及び市民・市の事業担当課とのヒアリングを経て、全体的に共通して見えてきた点は次のとおりです。

(1) 事業について

事業の実施に当たっては、「目的共有の原則」や「相互理解の原則」が協働の原則の中でも特に重要です。

提案型協働事業については、平成 29 年度より、市民提案型協働事業に加え、行政提案型協働事業が開始しました。

いずれの事業も相互理解や協働の理解ができている一方、担当課の熱意、考え、行動によっては、更なる事業成果や協働の成果が得られる可能性の高いものがありました。市の職員として、情報を収集し、何ができるかを考え、行動することは全ての業務に繋がります。特に協働事業においては、市民との信頼関係の向上にもつながるため、より一層意識することが必要です。

協働事業については、いずれの事業も、課題の解決に向けて協働で取り組む必要性があり、事業目的を共有して企画段階から役割分担して取り組んでいました。

また、改善点や新たな課題についても情報共有し、互いを理解し尊重し合いながら課題解決に向けて取り組むとともに、事業自体もマンネリ化しないよう工夫をしており、こうした姿勢の継続は価値のあるものでした。

いずれも協働への意識が伝わる事業であり、協働のネットワークを広げること、更なる発展が期待できる事業でした。

他方で、一部、市民と市との意識のギャップがある様子も見受けられましたが、協働の取り組みの中で生じるもので、解決可能な課題と捉えることができます。

(2) 評価制度について

今年度の評価に当たっては、昨年度に引き続き時間配分や事業数の見直しのほか、協働の視点での評価という共通認識を再度共有するとともに、具体的な質問項目の共有等を丁寧に実施したことで、評価を更に効果的に実施することができました。

また、評価を行うに当たっては、委員それぞれ評価の視点や考え方に相違や幅がある中、一つの答えを導き出す難しさがあるとともに、評価対象事業における協働とは何かを考えながら行わなければなりません。

本来、協働はあらゆる団体・個人がお互いの強みを生かし合って、地域課題を解決するものです。

協働事業を実施するに当たり、事業実施者が改めて事業の目的や協働で取り組む必要性を考え、意識することで、相互が特性を発揮することができ、事業成果としても、より高い効果を得ることができます。

そのためには、事業実施者である、団体や市が評価結果を受けて、更に前進して取り組めるよう、制度としても、より良いものに成長させていく必要があります。

(3) 次年度に向けて

事業運営に関し、双方の考え方、協力の仕方などを、もう少し深く引き出せる方法の検討や、評価作業が前年度の事業評価であるため、単年度事業の場合、現場を見ることができないこと、評価対象事業として、現在、提案型協働事業と協働事業が位置付けられていますが、単年度事業と継続事業それぞれに対する評価手法についても考慮、工夫する必要があることなど未だ課題があります。

特に、第三者評価シートについては、評価を行う中で改良の必要性があるとの意見が多く出されました。

昨年度の答申においても、具体的な評価基準や評価基準の細分化、庁内の他部署との今後の関係や他のステークホルダーの記載など、第三者評価シート自体の見直しの必要性があるとの指摘をしました。

また、今年度評価を行う中で、項目としても「1 評価結論」と「5 まとめ」は類似性があることや、「3 協働の広がりの可能性」は、「協働の視点について」と「今後の広がりについて」のように、項目を分けた方がより明確になること、「4 意見交換会を踏まえて」は意見交換会が終わらないと記入できないのではといった意見や、項目毎の評価（得点）を積み上げた総合評価とした方がいいのではないかといった意見がありました。

したがって、推進会議としては、第三者評価シートを見直すことを提案します。

評価を受けた事業実施者が、より一層協働の視点や協働の成果を意識できるものとなり、この制度が更に発展するよう、期待しています。

3 個別事業について（各論）

推進会議におけるヒアリングを踏まえた、個別事業の評価結果は次のとおりです。

(1) 協働事業

第3号様式	
府中市協働事業 第三者評価シート	
事業名称	ひろげよう！子育てひろばのわ
事業実施者	ふちゅう子育て応援団連絡会、子育て支援課
事業目的	市内の子育てひろばを広く周知し利用者を増やすことで、子育て家庭を応援し子育て家庭の孤立化を防止する
事業内容	市内の子育て情報や子育てひろば団体の紹介や体験
事業目標	市内の子育てひろばを周知する
1 評価結論	B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。 事業の立ち上げ時より課題解決に向けたニーズや目的が双方で共有できており、情報共有を密に行いながら顔の見える信頼関係が構築されている。 立場の違いを理解しつつ、市民側の要求に市が柔軟に対応できる体制を整えることで、更なる発展が期待できる。
2 事業について	子育て家庭の孤立防止への取組として、双方が共通認識をもって実施している事業である。 事業開始時から参加者数、参加団体数共に増加しており、成果を挙げている。 子育てに不安を抱える若い夫婦や市外からの参加もあり、ニーズが高く、今後の継続性や発展性が期待できる。
3 協働の広がり の可能性	イベントを通じて団体間の情報共有や市の他部署との連携ができています。 参加者の増加を受けて会場の規模を拡大するなど、事業の拡大に積極的である。 他の事業者や中間支援機関と連携することで更なる発展が期待できる。
4 意見交換会を 踏まえて	市民と市が役割分担をしながら、それぞれの担当者が熱意をもって取り組んでおり、相互に協力しながら顔の見える関係性を構築している。
5 まとめ	協働で事業に取り組むことで単独では解決できない課題解決に繋がっている。 事業は子育て世代の直接的な支援につながると共に、参加する団体同士の交流が生まれ、子育て支援を行う団体の中間支援的な役割も果たしている。
【評価の結論】 A:協働事業として適切で優れていると評価できる。 B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。 C:協働事業としておおむね適切であるが、一部改善の必要がある。 D:協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。 E:協働事業としては不十分であった。	

府中市協働事業 第三者評価シート

事業名称	ちびっ子ふれあい文化祭
事業実施者	府中ちびっ子ふれあい文化祭実行委員会、地域コミュニティ課
事業目的	地域の子どもたちの交流を通じたコミュニティ活動の活性・拡充
事業内容	文化センターで活動している小中学生が一堂に会し、活動の成果発表
事業目標	ふれあい及びリーダー養成を目的に実施
1 評価結論	A:協働事業として適切で優れていると評価できる。 子どもたちの学びや創造の場として、積極的かつ有効な取組である。役割分担ができており、互いを理解し尊重し合っている。情報共有もできており、課題を解決しながら取り組んでいる。過去の参加者が当事業に関わることができる仕組みをつくることで、更なる発展が期待できる。
2 事業について	主役である子どもたちの結束、学びや創造の場としてだけではなく、他の地域の子どもたちや市民、職員との交流の場となっている。情報共有を行い、改善をしながら課題解決に取り組んでおり、実績がある事業である。エリアを越えたサークル発表など、更なる発展を期待したい。
3 協働の広がりの可能性	過去の参加者が当事業に関わることで、職員や実行委員の負担軽減も図ることができるとともに、養成したリーダーによるサポート体制が機能することで更なる発展が期待される。
4 意見交換会を踏まえて	事業の継続と役割分担の明確化など、協働の視点が強く意識されているとともに、協働の蓄積や実績が、市全体の取組として具体化している。また、参加者だけではなく、事業実施者の達成感にもつながっており、事業成果という点でも素晴らしい取組となっている。
5 まとめ	市内11か所の文化センターにおける小中学生の日頃の成果発表の空間を、エリアを越えて協働で作り上げており、非常に積極的な取組であるとともに、学びや創造の場として、とても有効な取組である。協働の視点も意識されており、毎回改善しながら取り組んでいる。参加者だけではなく、事業実施者の達成感にもつながっている取組である。
【評価の結論】 A:協働事業として適切で優れていると評価できる。 B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。 C:協働事業としておおむね適切であるが、一部改善の必要がある。 D:協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。 E:協働事業としては不十分であった。	

府中市協働事業 第三者評価シート

事業名称	武蔵府中熊野神社古墳まつり
事業実施者	武蔵府中熊野神社古墳保存会、ふるさと文化財課
事業目的	全国的にも珍しい本古墳を広く活用し、広くこの古墳を周知し、地域の活性化を促すこと
事業内容	古墳のライトアップ、古墳コンサート、古墳パレード、各種出店コーナーなど
事業目標	本古墳をより多くの人に知ってもらい、また、郷土の文化財・歴史を守る気運を高める
1 評価結論	A:協働事業として適切で優れていると評価できる。 お互いに役割を理解し、尊重し合い、協働事業を進めているとともに、古墳を地域の財産として理解し合いながら課題や目標の共有もできている。 また、日頃から密に連絡を取り合っており、協働が浸透している。 市の強みを活かして、教育機関への働き掛けなどを行うことで、より一層事業の発展が期待できる。
2 事業について	地域の歴史・文化を活用した事業であり、その必要性・重要性を市側・団体側ともに理解し、共有している。 屋外の事業で、天候に左右されるという課題があるが、課題についても共有し、密に連絡を取り合い、対応している。
3 協働の広がりの可能性	市や武蔵府中熊野神社古墳保存会会員のネットワークなどの強みを活かし、教育機関や団体、企業への働き掛けを進めることでより一層広がりの可能性がある。
4 意見交換会を踏まえて	武蔵府中熊野神社古墳まつりの時だけでなく、密に連絡を取り合っており、良い関係が築けている。 また、より多くの教育機関、団体、企業を巻き込むことで、伸びしろが大いに期待できる事業である。
5 まとめ	お互いに尊重し合い、地域の財産として理解し合いながら、協働事業を進めており、府中らしさである歴史・文化が充分感じられる事業である。 市側が団体の会議に毎回出席するなど、情報共有が積極的に行われており、今後に期待できる。 現状、西府圏域に留まっているが、教育機関と連携することで次世代を担う子ども達への広がりを生み出すなど、より一層の拡大を期待する。
【評価の結論】 A:協働事業として適切で優れていると評価できる。 B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。 C:協働事業としておおむね適切であるが、一部改善の必要がある。 D:協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。 E:協働事業としては不十分であった。	

(2) 市民提案型協働事業

第3号様式	
府中市協働事業 第三者評価シート	
事業名称	マイ・ベスト・チャレンジ！2017 ～ 家族、友人、グループで記録に挑戦してみよう～
事業実施者	NPO法人手のひら健康バレー協会 / スポーツ振興課
事業目的	運動をする市民の増進及び健康推進。
事業内容	生活圏内での講習会及び記録会の開催。
事業目標	市民が自主的に運動を行う。自主グループの誕生。
1 評価結論	B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。 時宜に適した事業であるが、双方が遠慮しがちである。役割を固定化せず、お互いの強みを理解し、いかし合うことで、スポーツ人口の拡大など更なる発展が期待できる。
2 事業について	高齢社会の到来に対し、幅広い市民の参加があり、今後ますますニーズが高まる事業である。運営ノウハウや経験を団体が蓄積しており、単独でも実施できるが、市の持つ知識の活用や会場面のサポートなどの環境整備等で市と協働する意義がある。
3 協働の広がりの可能性	多世代が関わることができる事業である。他課への働き掛けを市が行うことで、スポーツ人口の増加につなげていくとともに、体力・能力・年齢等に応じた市民の健康づくりなど、更なる協働の広がりに期待できる。
4 意見交換会を踏まえて	双方が遠慮しがちである。お互いに理解を深め、強みを共有することで、更に協働の可能性が広がる。
5 まとめ	会場確保等、物理的な支援だけではなく、他課との連携など側面的な支援を行うことにより、更なる事業の広がりが期待できる。
【評価の結論】 A:協働事業として適切で優れていると評価できる。 B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。 C:協働事業としておおむね適切であるが、一部改善の必要がある。 D:協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。 E:協働事業としては不十分であった。	

府中市協働事業 第三者評価シート

事業名称	シンポジウム「もっと公園に行こう！」
事業実施者	ひな草の会 / 公園緑地課
事業目的	シンポジウムを通して公園を含む広い意味での府中の環境を学び、質の高い緑の空間作りを考える。
事業内容	事例紹介 基調講演 府中市の公園の現状 パネルディスカッション
事業目標	協働で事業を開催することで互いの立場を尊重し、意見を出し合い新しい持続可能な環境を目指す。

1 評価結論	A:協働事業として適切で優れていると評価できる。 相互理解ができている。事業計画時から行程表を作成するなど情報共有を行いながら、共通の課題を認識し、今ある公園の課題解決や魅力ある公園づくりに向けて一体感をもって取り組んでいた。双方が多くの主体と接点をもつなど、多世代が関わることができる戦略をもつとともに、広い視野で事業を展開することで更なる広がりが得られることを期待する。
2 事業について	市立公園に限らない事例紹介や、パネリストとして行政が入ったことは評価できる。市民の気付きや知識の共有の場の提供につながった。 ターゲット層としても、公園の役割等の啓発として集めたい人が集まった。 地域特性をいかした魅力ある公園づくりの視点など、行政側が苦手としている視点をもつきっかけとなったことは協働の意義があるものである。
3 協働の広がりの可能性	自治会や他課との連携など、より多くのステークホルダーとの協働を広げることで地域コミュニティの醸成や魅力的な公園づくりが達成できる。双方が多くの主体と接点を持ち、信頼関係を構築していくことを期待する。 市立公園に限らず、都立公園等を含めた広い視野で事業を展開することで、市民の気付きや公園づくりへの参加の一步につなげていただきたい。
4 意見交換会を踏まえて	市立公園と都立公園など、市内には様々な公園があり、防災機能を有する公園もあるため、他課を巻き込むとともに、多世代が関わる戦略をもつことで更なる広がりが得ることができる。
5 まとめ	双方が互いに課題を持ち、事業計画時から行程表を作成し、情報共有しながら取り組んでいた。多世代が関わることができるよう、継続的な取組を期待したい。

【評価の結論】A:協働事業として適切で優れていると評価できる。

B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。

C:協働事業としておおむね適切であるが、一部改善の必要がある。

D:協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。

E:協働事業としては不十分であった。

(3) 行政提案型協働事業

第3号様式	
府中市協働事業 第三者評価シート	
事業名称	市民協働啓発動画の制作
事業実施者	府中まちコム舎 / 協働推進課
事業目的	市の目指す「みんなで創る、笑顔あふれる住みよいまち」を実現するために必要不可欠な「協働」について広く市民に知ってもらうための啓発動画を作成するもの。
事業内容	市民協働啓発動画の企画・制作
事業目標	アニメーション動画で「協働」を紹介することで、「協働」について、市民により一層興味と親しみを持ってもらおう。
1 評価結論	B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。 団体と担当課とのコミュニケーションが取れており、多くの人を巻き込みながら協働を広く知らしめるよう工夫をしている。 市として前例がないところに取り組むことができたことは協働の意義がある。完成した動画の活用方法について、ビジョンを明確にするとともに、具体的な内容を取り入れた今後に期待したい。
2 事業について	声優やキャラクター名の公募を行い、団体だけではなく多くの市民が参加の機会を得て、楽しく動画を作りあげている点が評価できる。 協働の手法は双方理解されているため、成果としても双方がプラスとなるよう取り組んでほしい。 協働という言葉が独り歩きしないよう、具体的な内容を取り入れながら今後に期待したい。
3 協働の広がりの可能性	他部署のマスコットを動画の中に登場させるなど、部署を超えた横の展開があった。 動画の活用について、他課のイベント等に積極的にアプローチするなど、更なる展開に期待したい。
4 意見交換会を踏まえて	協働への理解ができており、情報共有の重要性を知っているからこそ、もう一歩先に期待したい。 特に成果物の発表の場について、他課のイベントにアプローチするなど、市側の積極的な取組に期待する。
5 まとめ	成果物の活用方法をより明確にし、具体的な内容とするなど、今後に期待したい。
【評価の結論】A:協働事業として適切で優れていると評価できる。 B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。 C:協働事業としておおむね適切であるが、一部改善の必要がある。 D:協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。 E:協働事業としては不十分であった。	

府中市協働事業 第三者評価シート

事業名称	ミニシンポジウム
事業実施者	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい府中たすけあいワーカーズぽぽ / 協働推進課
事業目的	市民自らの力で進める協働のまちづくりを実現するための市民協働への意識や考え方の醸成に向けて、身近なテーマで話し合い、地域のつながりを図るもの。
事業内容	ミニシンポジウム(協働概要、事業事例紹介、基調講演、ワークショップ)の開催。
事業目標	市民協働に向けた意識の醸成と市民活動への参加の啓発。

1 評価結論	B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。 綿密な話し合いによる情報共有と相互理解ができています。 互いに努力しながら協働の視点を持ち事業を実施しているが、集客に課題が残った。 課題解決に向けた市側の積極的な取組や支援に期待したい。
2 事業について	ターゲティングや目的の設定が難しい事業であるが、協働の視点を持ち、綿密な話し合いを行っていた。 広報も互いに努力するなど、協働の意義がある。 集客については課題が残ったため、テーマを精査するなど更なる工夫が必要である。
3 協働の広がりの可能性	自分事としてまちづくりに取り組む人を増やせるよう、市内のネットワークを更に活用することで、更なる協働の広がりが期待できる。
4 意見交換会を踏まえて	目的は達成しており、連携もできている。参加者を増やすための方策を市側が積極的に行い、支援する必要がある。
5 まとめ	相互理解ができており、綿密な話し合いにより連携しながら事業を実施していた。 結果を掘り下げるとともに、課題解決に向けた積極的な取組や支援を期待する。

【評価の結論】A:協働事業として適切で優れていると評価できる。

B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。

C:協働事業としておおむね適切であるが、一部改善の必要がある。

D:協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。

E:協働事業としては不十分であった。

平成 3 1 年度提案型協働事業の選考結果について

1 協働事業提案制度について

協働事業提案制度は、市民のアイデアやノウハウを生かした事業の提案を募集し、市民と市が協働で事業を実施することで、地域課題の解決を目指すための制度です。

この協働事業提案制度は、市民提案型協働事業と行政提案型協働事業があり、市民提案型協働事業は、市民の自由な発想に基づき、協働事業を市に対して提案できるもので、行政提案型協働事業は、市が地域課題として掲げるテーマに基づき、協働事業を市に対して提案できるものです。

なお、平成 2 9 年度の当会議の答申を踏まえ、2 か年までの事業提案が今年度の提案から可能となるとともに、事前相談先が市民活動センターに変更となることで、相談時間の拡大がなされ、より提案しやすい環境づくりがなされました。

2 協働事業提案制度のながれ

平成 3 1 年度の提案型協働事業については、平成 3 0 年 5 月 1 1 日から 6 月 1 日までを事前相談期間、7 月 4 日を提案書提出期間とし、最終的に、市民提案型協働事業 5 事業、行政提案型協働事業 1 事業の計 6 事業のご提案をいただきました。

平成 3 0 年 8 月 6 日に公開プレゼンテーションを実施し、提案団体及び市担当課によるプレゼンテーションと質疑応答を行い、その後、推進会議の委員で構成する「提案型協働事業選考部会（以下「部会」といいます。）」と府中市職員で構成する「市民協働推進委員会」との意見交換を経て、部会において審査会を実施しました。

審査においては、提案内容、事業の妥当性、事業成果、協働の必要性、実現可能性を踏まえ、平成 3 1 年度は提案いただいた全ての事業を採択しました。

そして、部会案を推進会議において審議し、平成 3 1 年度提案型協働事業の選考結果としました。

3 平成 3 1 年度提案型協働事業の傾向について

今回提案いただいた事業については、いずれも地域課題を捉えており、協働の必要性が高い提案でした。

また、いずれの事業も市の方向性や取組なども把握され、相互理解ができておりました。

中には、発表内容や役割をすり合わせたうえで、プレゼンテーションに臨んだ事業もありました。

今後、協働で事業を行うに当たっては、更に相互理解を深め、それぞれの強みを生かし合いながら、協働による相乗効果や波及効果を得ることができるよう、期待します。

4 平成31年度提案型協働事業 選定結果

推進会議が行った、平成31年度提案型協働事業選定結果については、次のとおりです。

■ 市民提案型協働事業

	事業名	団体名	市担当課	事業概要	選定結果	採択に当たっての付帯条件または不採択の理由等
1	ミズベリング in 府中 2019	act634 府中	環境政策課 公園緑地課	全国で実施されている「全国一斉！水辺で乾杯」の実施に合わせた、水辺と関連した多様な体験型イベントを実施する。	採択	【採択理由】 費用対効果が高く、実現可能かつ継続性が考慮されている事業である。 【主な意見】 開催日程や実施内容、開催の目的などを整理し、より高い相乗効果が生まれるよう事業を進めていただきたい。
2	市民と留学生との相互の異文化コミュニケーション事業	府中カルチャーズ & コネクションズ	協働推進課	地域の市民と留学生がテーブルを囲んで交流するイベント及び府中のまつりや府中市民の日常生活をはじめ、日本人の文化を体験できる企画を実施する。	条件付 採択	【付帯条件】 留学生は東京外国語大学に限定せず、東京農工大学等、広く市内の留学生に周知し、市民が集いやすいエリアで開催すること。 特に、国際交流サロンと連携を図り、事業の整合性を図ること。 【採択の理由】 府中市の外国人人口の現状や留学生の現状、国際交流の取組について、データ等により、具体的に認識・分析されている事業である。 また、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、今後の発展性・将来性がある事業である。 【主な意見】 地区住民の交流事業等、親睦のみを目的とする事業は対象外であり、現状の内容では対象外となる可能性がある。親睦のみを目的とする事業とならないよう、限られた地域や対象ではなく、他団体との連携によって広く事業を展開していただきたい。
3	読み聞かせフェスティバル	おはなしキャンプ	図書館	市内読み聞かせ実施団体による、読み聞かせ、紙芝居・劇・パネルシアター、手遊び、工作や体験などのワークショップ、絵本交換会、幼児や子ども向け絵本、ユニバーサルブック、グッズ等の販売を行う。	条件付 採択	【付帯条件】 予算全般を見直し、精査すること。 【採択の理由】 国語に関する世論調査や子ども読書活動推進計画、事業実績を踏まえ、課題を具体的に認識・分析し、市民のニーズを的確に捉えている事業である。 また、課題解決のために、協働の手法が必要であり、役割分担も的確である。 【主な意見】 図書館サービスの充実を図ることができるよう、具体的な方策について協議していただきたい。

	事業名	団体名	市担当課	事業概要	選定結果	採択に当たっての付帯条件または不採択の理由等
4	認知症への理解を深める学習会の開催	NPO 法人アビリティクラブ たすけあい 府中たすけあ いワーカーズぽぽ	高齢者支援課	認知症模擬演技者（SPSD） による、認知症の方の心を 理解する学習会を実施す る。	採択	【採択理由】 費用対効果が高い事業である。 【主な意見】 事業目的や対象を明確にし、学習会参加者のフォローアップ についても検討するなど、より高い効果が得られるよう協議の うえ、事業を実施していただきたい。
5	中学生と大学生が学び合うア クティブラーニング・プログラ ム（Fuchu Active Learning Program Sharing with Students）【FASS】	NPO 法人地域教育ネット NPO 法人府中市民活動支援 センター	指導室	アクティブラーニング プログラム（グループ活動 を中心とした体験プログラ ムやディスカッション を取り入れた課題解決型 の学習） キャンパスを利用した 体験イベント（各大学大学 祭ツアー、大学での授業、 ネイチャーゲーム等の環 境教育と自然体験活動） 大学・教員・学習支援者 向けワークショップと研 修	条件付 採択	【付帯条件】 継続性について協議してビジョンを明確にすること。 勉強だけではなく、問題を抱える子に対するケアの支援策を 明確にするとともに、将来的な展望についても協議のうえ、明 確にすること。 【採択理由】 公共性が高く、事業の発展性や実現性が高い事業である。 【主な意見】 限られた地域だけではなく、協働によって市内全域に広げら れるよう、事業の発展に期待したい。

■行政提案型協働事業

	事業名	団体名	市担当課	事業概要	選定結果	採択に当たっての付帯条件または不採択の理由等
1	みんなで作ろうバリアフリー マップ （バリアフリーマップ作成）	act634 府中	地域福祉推進課	バリアフリーマップの作 成及び、マップの作成に向 けた障害者制度の勉強会 やまち歩き探検を実施す る。	採択	【採択理由】 公共性が高く、発展性が高い事業である。 また、協働で取り組むことによる波及効果や市民サービスの 向上が期待できる事業であり、役割分担も的確である。 【主な意見】 更新時期や周知方法・活用方法を協議のうえ明確にしてい ていただきたい。

市民協働の推進に関する条例の要否を含めた検討について

1 検討の背景

基本方針において、今後協働の取組を市全体でより一層推進していくため、協働のまちづくりに係る基本理念や姿勢等を明確に定める条例の整備を検討することとしています。

また、行動計画においては、条例を制定している先行事例について調査を行うとともに、その要否を含め、条例制定の課題について研究することとしています。

2 調査結果

(1) 国内の状況

日本国内 8 1 3 市のうち、協働に関する条例を制定している市は 9 3 市、東京都内では 2 市ということが分かりました。

また、協働に関する記載がある条例については、主に「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」などがあり、制定している自治体は、全国で 3 4 4 市、東京都内では 2 1 市ということが分かりました。

一部の自治体では、「自治基本条例」や「まちづくり条例」の規定に基づき、協働を推進するために必要な事項や協働に関する手続等を定めるものとして、協働に関する条例を制定している場合がありますが、府中市においては、「府中市附属機関の設置等に関する条例」や「府中市情報公開条例」など、すでに制定されている条例や、基本方針、行動計画及び「市民協働都市宣言」に掲載されていることも分かりました。

(2) 人口規模が同規模（20 万から 29 万人）の自治体 9 市の状況

自治基本条例等に基づき、協働の条例を制定しているかは自治体によりますが、附属機関や情報公開、個人情報の保護に関する個別条例については、ほぼ全ての自治体が制定していることが分かりました。

また、条例制定後、市民・職員共に意識の変化や協働への取組が増えており、条例を浸透させるための取組や制度設計は全ての自治体で実施していることが分かりました。

(3) 先進自治体（長崎市）の状況

時間をかけて条例の必要性から議論を積み重ねて、作り上げてきた条例であり、条例制定後は、協働を浸透させる取組を積極的に行ってきたことが分かりました。

しかしながら、条例制定に伴う課題として、条例の周知が行き届いていないことが挙げられ、条例は制定して終わりではなく、条例制定後に条例に掲げられている理念やルールを継続して周知し、いかに市民や職員に浸透させていくかが重要であることが分かりました。

(4) 都内（大田区及び狛江市）の状況

2市とも自治基本条例の制定はなく、個別の条例や条例を浸透させるための取組や制度設計については制定されていました。

条例の制定の経緯については、大田区が区の発議、狛江市については市長の公約となっており、条例制定後の成果としては、市民・職員ともに、認知度や意識の向上や協働事業が増えたといった成果があげられていることが分かりました。

3 検討結果

この調査結果を踏まえ、当会議における検討結果としては、後期基本計画における各施策の取組の協働による成果を踏まえ、改めて判断することとしました。

昨年度の答申を踏まえ、他の自治体の事例検証や比較等を行う中で、自治基本条例を制定したうえで、協働についての条文の記載、又は単独条例を制定すべきか、といった自治基本条例に基づく協働に関する条例の必要性から検討を行いました。

また、協働に関する条例を制定するのであれば、協働するうえでの障壁を排除できるような条例とするなど、制定後に実効性が高いものとしていく必要があるといった意見や、条例制定後の取組としては、市民により具体的で参加しやすい取組を提示することが必要といった意見がありましたが、条例を制定するより協働を推進するための具体的な方策を進めた方が効果的であるといった意見もありました。

条例を制定することは、協働を推進するうえでの大きな推進力になります。

普遍的な方向性を示すシンボルとしての価値もあり、条例を制定する過程に様々な市民や職員が参加することで、関心や課題共有が広がり、市民協働を広く根付かせるための手段となります。

一方、条例による拘束力や労力、コストといった点も懸念されます。

何より、府中市には基本方針や「協働事業提案制度」など、協働を推進するための環境が整備されており、条例がなくても協働を推進するための取組を積み上げてきた実績があります。

さらに、後期基本計画では、各施策において「協働で取り組むこと」が位置づけられています。

そのため、既存の制度を引き続き周知するとともに、後期基本計画の下、各施策において協働の取組を着実に進めることが肝要です。

その成果を踏まえ、各施策における協働の取組の進捗管理を行い、取組が進んでいない場合、その理由を明確にするとともに、協働を推進するために条例が必要なのか、改めて判断する必要があります。

したがって、現時点の方向性として、判断材料が揃って妥当な結論を出すために、後期基本計画における各施策の取組の成果を踏まえ、条例の要否を含めて改めて判断するという結論に至りました。

参考資料

1 府中市市民協働推進会議委員名簿 (敬称略：五十音順)

No	氏 名	性別	選出団体等	備 考
1	荒 金 恵 一	男	公募市民	
2	井 上 雅 允	男	むさし府中商工会議所	
3	奥 村 幸 子	女	NPO 団体	
4	木 村 和 雄	男	NPO 団体	
5	草 郷 亜 実	女	公募市民	
6	谷 本 三 郎	男	自治会連合会	
7	長 島 剛	男	多摩信用金庫	平成 2 9 年 5 月 1 8 日から
	池 上 直 輝	男		平成 3 0 年 4 月 1 日から
8	長谷部 美 佳	女	学識経験者	副会長
9	藤 江 昌 嗣	男	学識経験者	会 長
10	宮 坂 亮	男	コミュニティ協議会	
11	吉 井 康 之	男	府中市社会福祉協議会	

任期：平成 2 9 年 5 月 1 8 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

2 府中市市民協働推進会議検討経過

回 数	開催日	主な検討内容
第 1 回	平成 3 0 年 5 月 2 3 日	・ 市民協働推進会議の開催予定について ・ 平成 2 9 年度協働事業等調査結果について ・ 協働事業等評価対象事業の選定について ・ 協働に関する条例の要否を含めた検討に係る調査結果について
【部会】 提案型	5 月 2 8 日	・ 平成 2 9 年度提案型協働事業報告会
第 2 回	7 月 1 9 日	・ 評価作業（ 1 ）団体及び事業担当課ヒアリング
第 3 回	8 月 1 日	・ 評価作業（ 2 ）第三者評価シートの作成及び答申案作成 ・ 平成 3 1 年度提案型協働事業の応募状況等について ・ 協働に関する条例の検討について
【部会】 提案型	8 月 6 日	・ 平成 3 1 年度提案型協働事業公開プレゼンテーション及び審査
第 4 回	8 月 2 3 日	・ 平成 2 9 年度協働事業等評価結果答申（案）について ・ 平成 3 1 年度提案型協働事業答申（案）について ・ 協働に関する条例検討結果答申（案）について
第 5 回	9 月 6 日	・ 平成 2 9 年度協働事業等評価結果、平成 3 1 年度提案型協働事業選考結果及び協働に関する条例検討結果答申（案）について

3 答申案作成に係る各委員からの意見

(1) 評価作業について

構成・項目（案）	内容	推進会議における意見等
今年度の評価に当たって（評価の視点） 評価に当たって気を付けた点	今年度の評価対象事業は、市が実施している「協働事業実績調査」において、「協働事業」と捉えられている事業の中から、協働事業として市民が理解しやすい事業等を中心に５事業、提案型協働事業２事業の、計７事業としました。 評価に当たっては、事業の評価ではなく、より一層協働の視点を意識して取り組み、特に、事業を実施するに当たっての協働の必要性、目的や課題の共有ができているか、相互理解ができているかといった点を意識しました。 お互いが尊重し合い、役割や強みを理解し合うことで、事業を無理なく進めることができ、また、新たな気付きや取組が生まれるなど、大きな事業成果にもつながります。	・お互いが尊重しあい、お互いの役割や強みを理解しあっているかといった点や、風通しの良い関係が築けているかといった点に気を付けた。 ・事業の内容評価に特化せず、協働の視点をどう評価するかという点。協働のきっかけ、双方がなぜ協働を必要としたか、目的を共有しているか、取組に差はないか。 ・事業そのものの評価にならないよう注意した。 ・事業を運営していく上で具体的に相互がどの様に携わったのか。 ・何のために事業を行っているのか共通認識が持たれているか。 ・事業の内容ではなく、課題や情報を共有しているか。 ・協働事業の内容と長期（継続）事業の成果に注目している。特に継続事業の場合、毎年ステップアップしているか等。 ・事業における協働性の他事業と共通した要素の確認と、個別に考慮すべき要素がないか否かという点。
個別評価を通して共通して感じられたこと（総論） (1) 事業について 評価を通して感じられたこと	事業の実施に当たっては、「目的共有の原則」や「相互理解の原則」が協働の原則の中でも特に重要です。 提案型協働事業については、平成２９年度より、市民提案型協働事業に加え、行政提案型協働事業が開始しました。 いずれの事業も相互理解や協働の理解ができている一方、担当課の熱意、考え、行動によっては、更なる事業成果や協働の成果が得られる可能性の高いものがありました。市の職員として、情報を収集し、何ができるかを考え、行動することは全ての業務に繋がります。特に協働事業においては、市民との信頼関係の向上にもつながるため、より一層意識することが必要です。 協働事業については、いずれの事業も、課題の解決に向けて協働で取り組む必要性があり、事業目的を共有して企画段階から役割分担して取り組んでいます。 また、改善点や新たな課題についても情報共有し、互いを理解し尊重し合いながら課題解決に向けて取り組むとともに、事業自体もマンネリ化しないよう工夫をしており、こうした姿勢の継続は価値のあるものでした。 いずれも協働への意識が伝わる事業であり、協働のネットワークを広げることで、更なる発展が期待できる事業でした。 他方で、一部、市民と市との意識のギャップがある様子も見受けられましたが、解決可能な課題と捉えることができます。	・協働という意識は双方の説明の中で良く伝わってくるが、人的な面より費用面で相互の意識に少し違いがあるように思われる。市民側からもう少し市で費用を掛けてもらいたいとの思いが見受けられる。 ・今後の取組について、お互いに改善点を共有しているように感じられる。 ・今回評価した事業は、市、市民がマンネリ化することなく事業を協働で行っていると感じた。 ・協働は相手方を尊重しているかが大切であり、それを強く感じた。また、この事業が協働事業であることを市民がどれほど理解しているか、アピールを期待したい。 ・市民と行政（担当課）が事業の主体として役割分担と責任という点で共に自覚を持ち、体制を作り、実行していることがわかった。 ・市内１１の文化センターに集う子どもたちの「ふれあい文化祭」であり、日常の在学生の発表の場であり、その継続は価値のあるものである。卒業した生徒（先輩）がより係りをもつように、各文化センターあるいは実行委員会レベルの工夫が一層望まれる。

構成・項目（案）	内容	推進会議における意見等
(2) 評価制度について 評価を通して感じられたこと	今年度の評価に当たっては、昨年度に引き続き時間配分や事業数の見直しのほか、協働の視点での評価という共通認識を再度共有するとともに、具体的な質問項目の共有等を丁寧に実施したことで、更に効果的に実施することができました。 また、評価を行うに当たっては、委員それぞれ評価の視点や考え方に相違や幅がある中、一つの答えを導き出す難しさがあり、評価対象事業における協働とは何かを考えながら行わなければなりません。 本来、協働はあらゆる団体・個人がお互いの強みを生かし合って、地域課題を解決するものです。 協働事業を実施するに当たり、事業実施者が改めて事業の目的や協働で取り組む必要性を考え、意識することで、相互が特性を発揮することができ、事業成果としても、より高い効果を得ることができます。 そのためには、事業実施者である、団体や市が評価結果を受けて、更に前進して取り組めるよう、制度としても、より良いものに成長させていく必要があります。	・委員それぞれも評価の視点や考え方も違う中、一つの答えを導き出す難しさをあらためて感じた。また、協働とは何かを改めて考えさせられ、市と団体といった市側から見る一方的な評価になりがちだが、本来、協働とはあらゆる団体・個人がお互いの強みをいかしあって地域課題を解決することにある。評価事業の対象についても改めて検討してもよいのかもしれない。 ・協働の視点の評価という共通認識を共有し、スムーズな評価となった。 ・事業内容そのものと、協働の視点の評価のバランスが難しい。 ・評価シート上も切り分けて議論できる工夫があるとより良いと感じた。 【第3回会議】 ・時間配分は良かった。作業の手順としても、事前に評価の共通の部分など、事業そのものを評価行うのではなく、協働の視点での評価を行うということを当日共有してヒアリングに望めて、スムーズに行えた。 ・より事業の内容が分かる資料があるのであれば、事前にいただけると効果的な質問ができる。 ・協働の視点で評価を行うことについて、事前の共有が良かった。 ・協働事業として、単年度で実施する事業か、継続性のある事業であるかは重要だと思う。継続して実施することは、単年度に比べて難しいと思うので、継続性についても評価に当たって考慮した方がよいのではないかと思った。 【第4回会議】 ・2ページの評価制度の最終段落で「前向きに取り組むことができるよう」という表現があるが、前向きというと今まで前向きではなかったように感じるので、違う表現を検討していただきたい。 ・評価のグレードをどうするかについても関わってきて、評価の記号が持つ印象との絡みもあると思うが、いい形にしていこうという評価の記号を工夫するというのも大事だという意見も出ているので、ネガティブに受け止めることがないような表現が良い。 ・「更に積極的に」又は「更に前進していくように」など、前に一言付け加えることで、今取り組んでいることを更に良くしていこうという意味になるので、違和感もなくなるのではないか。 →「更に前進して取り組めるよう」という表現に変更する。
(3) 次年度に向けて 次年度に向けて	事業運営に関し、双方の考え方、協力の仕方などを、もう少し深く引き出せる方法の検討や、評価作業が前年度の事業評価であるため、単年度事業の場合、現場を見ることができないこと、評価対象事業として、現在、提案型協働事業と協働事業が位置付けられていますが、単年度事業と継続事業それぞれに対する評価手法についても考慮する必要があるなど未だ課題があります。 特に、第三者評価シートについては、評価を行う中で改良の必要性があると	・事業評価になりがちなため、協働の成果といった点を意識することや、団体や市側がこの評価を受けて前向きになれるような評価を心掛けたい。 ・昨年経験したことにより、協働に対する認識が高まったせいか、ヒアリングに対する認識が深まって、評価に携われたように思う。 ・事業運営に関して、双方の考え方、協力の仕方等をもう少し深く引き出せる方法があったかと思う。

構成・項目（案）	内容	推進会議における意見等
	の意見が多く出されました。 昨年度の答申においても、具体的な評価基準や評価基準の細分化、庁内の他部署との今後の関係や他のステークホルダーの記載など、第三者評価シート自体の見直しの必要性があるとの指摘をしました。 また、今年度評価を行う中で、項目としても「１ 評価結論」と「５ まとめ」は類似性があることや、「３ 協働の広がり可能性」は、協働の視点についてと今後の広がりについてのように、項目を分けた方がより明確になること、「４ 意見交換会を踏まえて」は意見交換会が終わらないと記入できないのではといった意見や、項目毎の評価（得点）を積み上げた総合評価とした方がいいのではないかといった意見がありました。 したがって、推進会議としては、第三者評価シートを見直すことを提案します。評価を受けた事業実施者が、より一層協働の視点や協働の成果を意識できるものとなり、この制度が更に発展するよう、期待しています。	・協働とは何か、西府地域での認識はまだ低いので、それを少しでも高めさせるようにしていきたいと思う。私自身の知識も併せて協働という言葉が認知されていない様だ。 ・必ず聞く質問をあらかじめ決めておくのはよいが、それでも多く、全て聞けなかったもので、更に絞ったほうが良いと感じた。 ・評価作業は前年度の事業の評価のため、単年度事業の場合、現場を見ることができない。事業の現場に参加して評価作業ができないものか。 ・ヒアリングシートと評価シートの項目を一致させたほうがよい。 ・項目毎の評価（得点）を積み上げた総合評価とする。 ・「１ 評価結論」と「５ まとめ」に明確に差異がない。 ・「４ 意見交換会を踏まえて」がシートそのものなので不要ではないか。 ・「４ 意見交換会を踏まえて」は意見交換会が終わらないと記入できない。 ・よい協働事業であればあるだけ、更なる発展が期待でき、前向きな改善点が見える化される傾向にあり、Ａ評価がつけられない。 ・Ｂの「協働事業として適切」と、Ｃの「協働事業としておおむね適切」の判断がしにくい。 ・５段階評価において、Ａ・Ｂ・Ｃの違いがつけにくい。→Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの５段階（Ｂを標準）とする。 ・共通で聞く評価点と個別の特殊な評価点を記載し、総合点で確認するとともに、他の要素を加え総合的に評価する方法もあり得る。 【第３回会議】 ・「１ 評価結論」と「５ まとめ」は類似性があるように感じますので、１つにまとめて簡素にした方がよい。 ・「２ 事業について」の項目は、事業自体のＫＰＩについてなのか、事業を行うに当たっての協働の視点なのかが曖昧であるとか、「３ 協働の広がり可能性」という項目は、協働の視点についてと今後の広がりについてのように、項目を分けた方がより明確になるのではないかと感じた。 ・評価の仕方は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの５段階評価ですが、それぞれの評価内で振幅があり、その振幅を表現することが難しいため、評価シートを改善する必要がある。 ・Ａに近いＢであるというような評価が今の評価方法では表現しきれないので、Ａ、Ｂ、Ｃあたりを細かく分類して、例えばＡ＋、Ａ－などの方がより評価しやすい。

(2) 市民協働の推進に関する条例の要否を含めた検討について

構成・項目（案）	内容	推進会議における意見等
検討結果	この調査結果を踏まえ、当会議における検討結果としては、後期基本計画における各施策の取組の協働による成果を踏まえ、改めて判断することとしました。 昨年度の答申を踏まえ、他の自治体の事例検証や比較等を行う中で、自治基本条例を制定したうえで、協働についての条文の記載、又は単独条例を制定すべきか、といった自治基本条例に基づく協働に関する条例の必要性から検討を行いました。 また、協働に関する条例を制定するのであれば、協働するうえでの障壁を排除できるような条例とするなど、制定後に実効性が高いものとしていく必要があるといった意見や、条例制定後の取組としては、市民により具体的で参加しやすい取組を提示することが必要といった意見がありましたが、条例を制定するより協働を推進するための具体的な方策を進めた方が効果的であるといった意見もありました。 条例を制定することは、協働を推進するうえでの大きな推進力になります。 普遍的な方向性を示すシンボルとしての価値もあり、条例を制定する過程に様々な市民や職員が参加することで、関心や課題共有が拡がり、市民協働を広く根付かせるための手段となります。 一方、条例による拘束力や労力、コストといった点も懸念されます。 何より、府中市には基本方針や「協働事業提案制度」など、協働を推進するための環境が整備されており、条例がなくても協働を推進するための取組を積み上げてきた実績があります。 さらに、後期基本計画では、各施策において「協働で取り組むこと」が位置づけられています。 そのため、既存の制度を引き続き周知するとともに、後期基本計画の下、各施策において協働の取組を着実に進めることが肝要です。 その成果を踏まえ、各施策における協働の取組の進捗管理を行い、取組が進んでいない場合、その理由を明確にするとともに、協働を推進するために条例が必要なのか、改めて判断する必要があります。 したがって、現時点の方向性として、判断材料が揃って妥当な結論を出すために、後期基本計画における各施策の取組の成果を踏まえ、条例の要否を含めて改めて判断するという結論に至りました。	【第１回会議】 ・何かプロジェクトや事業があり、その中で解決できない課題等があった時に実行性が生まれることから、意味のない条例や規約は必要ない。 私たちは色々な自治体と連携協定を結ばせていただいている、主に産業振興、創業支援と一緒に取り組んでいるが、このようなとき、企業と協働するとなると公平性の観点を自治体の方は気にされるので、連携協定を結ぶとこで打開している。協働に関しても、公平性の観点から一緒にできていない団体や企業があると思うので、そういった市民と行政と企業等が協働するうえで壁になっている部分を排除できるような内容を条例に入れていただければ、制定後に実行性が高い条例になる。 ・調査結果と視察報告を踏まえて、条例を府中市で作る必要があるのか、改めて考えさせられた。自治基本条例があって、その中に加えるのが良いのか、それ自体も果たして府中市に必要なのかということや、条例による効果も薄いということであれば、条例よりも実動の協働を推進するための何かの方が良いのかなと思った。 ・長崎市の視察報告を聞いた感想で、条例を制定したが市民に浸透していないということの原因として、条例を制定するときに、政策部門が制定して、制定後は運用部門が引き継いだということが一つ挙げられると思った。また、条例制定後の取組みを見ると、もの足りなさを感じた。市民が参加したいと思っても、何をしたら良いかわからないのではないかなと思った。 なので、府中市においては、このような点を改善し、政策部門と運用部門に齟齬がないようにすることと、市民により具体的で参加しやすい取組みを提示するということが必要だと思う。 【第４回会議】 ・府中市の場合、条例を制定しなければ進まない状況があるのか。あるならば、どのような内容を盛り込む必要があるのかを考える必要がある。条例がなくても、協働が進んでいくということであれば、条例の可否に関する判断につながると思うが、条例がなくても協働が進んでいく仕組みをどのように作っていく必要があるのかについての判断が示される必要がある。 ・条例を制定した場合、大きな推進力になりうると思うので、条例の制定をポジティブに捉えている。 ・府中市では条例を制定するとなれば、制定後の運用方法について、予め政策部門と運用部門が条例の制定前から連携して、調整・検討していくことが必要である。 ・条例を制定すると、締め付けにつながる場合があるので、締め付けにならないような条例を制定し、その後条例をどのように展開していくかということで、細かい部分は追加していけば良いと思う。 ・付加条例よりも、単独条例の方が良いと思う。協働を明確にするためには、単独条例にして政策部門と運用部門を分担した方が良い。

構成・項目（案）	内容	推進会議における意見等
		・条例を制定するにあたって、どの程度労力やコストが掛かるのかは分からないが、条例を制定した結果、他の自治体が実施している取組で今府中市が実施している取組と違う取組があるわけでもなく、できてしまうのであれば、そこに投資する必要があるのか疑問に思う。条例を制定することによって、庁内の取組に拍車がかかったり、職員の意識が変わるなら条例を制定しても良いと思うが、現状徐々に協働に対しての意識が庁内で広がっているのであれば、条例を制定する意味はあるのだろうかと思う。 ・条例について、労力とお金の点では疑問を持っているが、協働を推進するために、周知が広がらないことが課題にあると思う。 条例を制定する過程の中で、市民や市職員が理解を深めることができないかと思うので、条例を制定することには賛成である。参加することで、問題意識などが出てくるので、やり方を工夫して様々な市民や市職員が参加しながら、市民協働が何なのかということからスタートして、自分にできることについて考えて、気付きになるような制定の過程があると良いのではないかと思った。 ・内容についても、締め付けてしまうのは違うと思う。理念だけではなく、例えば、市民から柔軟な協働事業が提案できるなど具体的に市民が主体的になれる仕組みについても入れ込むと良いと思う。 協働事業提案制度も、現状どうしても期限があり、来年度の予算に合わせた時期での申込みとなるが、市民活動は楽しく実施しないと継続できない部分があり、中には急な課題に対応するための発想やアイデアなども出てくるので、例えば、基金を設置するなど時期に捉われず提案できるような柔軟な仕組みも必要だと思う。 ・条例は難しいものではなく、子どもたちにも分かるよう、教育の場でも活かせる内容であり、制定後も見直しができるような仕組みがあると形骸化しないのではないか。 ・市民活動センターにも関わってもらい、市民とともに作りあげる条例となれば良い。 ・府中市には何かしたいと思った時に、気軽に相談できる窓口があって、今のところ阻害する要因はないと思う。阻害する要因があって、条例がないと排除できないということであれば、条例を作る意義が出てくると思う。どちらかという、その前の段階で、ガイドラインやマニュアルで排除できて、どんな市民でも協働について公平な知識を持って市役所にアプローチができるのであれば良いのではないか。 ・市民に周知するために条例でなければいけないのであれば必要であり、他の方法でできるのであれば必要ないと思う。 ・条例は堅苦しい印象なので、ガイドラインやマニュアルなどが良いと思う。 ・堅苦しい言葉ではなく、分かりやすく提案できるような、条例、ガイドライン、マニュアルがあれば良いのではないか。 ・条例の制定には賛成だったが、市民協働推進本部が市民協働推進部に組織改正するなど、行政も変わってきており、無理して条例を制定しなくても、浸透してきていると思う。市民も協働という言葉は知らなくても、色々な問題を他人事ではなく自分事として関わってきており、条例を制定しなくても協働は自然と浸透していくと思っている。

構成・項目（案）	内容	推進会議における意見等
		・普遍的なものとして、時代が変わっても協働がスタンダードなものということであれば、制定しても良いのでは。 ・府中市の場合は条例がなくても、積み上げてきていると思う。総合計画の記載も大きく変わっており、行政としても市民協働推進部が横串をさして取り組んでいるので、縦と横の系を機能させることが、条例制定前の調整と重なっていると感じた。 ・協働事業提案制度や府中市市民協働の推進に関する基本方針もあり、あえて今条例を制定しなくても良いと思う。制度などをもっと周知するかを考えていく必要がある。 ・府中市の場合、府中市市民協働の推進に関する基本方針をはじめとして網羅されている。協働としてスムーズに進めるには課題もあり、事業や地域によっても違いがあることを踏まえながら、具体的な課題を解決するための取組を今の組織の下で実施するとともに、シンボリックな意味での条例ではなく、実質的な内容を反映した条例を目指していくことができていると思っている。 ・議論を重ねても次のステージに進めないし、協働について推し進めていくうえで柱となり、方向性を示すものとしても力があると思うので、制定を考えた方が良いと思う。 ・どのようなルールも完璧ではないので、一度形を作り、周知していく中で、修正しながら進めていく方が良いと思う。 ・条例には、具体的に今とどう変わるのかということだけではなく、普遍的な方向を示すシンボルとしての価値もあると思う部分は参考にできると思った。 ・制定できると対外的にアピールできることも一つあり、それに対して市民が、自らが住んでいるまちについて意識を高めるきっかけになると思うと、市民が一步先に進めるのであれば、そういう条例の価値もある。 ・条例ありきで進めるのか、もっと積み上げて熟してきたときに条例を制定するかの違いと条例がそもそも必要ないのではということもあるが、タイミングが一番重要である。 ・協働推進課が組織として位置付けられ、協働事業提案制度などを実施していて、積み上げがなされている時点なので、今条例を制定する必要もないと感じている。 ・今取り組んでいる結果が見えてきて、どの程度進んでいるか、進んでいないのであればその理由を明確にし、進めていくためには条例が必要なのかを改めて判断できる。 ・現時点の方向性として条例を制定するということを外すわけではないが、もう少し先の方が、判断材料が揃って妥当な結論を出せると思う。本日の会議で共通認識としてあるのが、実際の協働事業の中にある課題を今の組織やルールの中で、どうやって解決するかについて担当課を中心に、進めていただきたい。 ・世代交代はどの地域・社会でも課題となっていて、協働事業の継続性にとって重要で、マンパワーを含めて協働事業のガイドラインやマニュアルを積み上げていって、誰が代わっても引き継いでいくことが、取組を継続させていくためには一番重要だと思う。その点についても検討結果の背景にある部分として、今後後期総合計画の部分で具体化されていくかということを見ていく中で、条例について判断する。

4 府中市協働事業等評価制度実施基準

（目的）

第1 府中市市民協働推進行動計画に基づき、協働事業の効果をより一層高めていくため、協働事業等評価の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（評価対象）

第2 協働事業等評価の種類は次のとおりとする。

(1) 協働事業評価

原則として市民と市が実施する協働事業については、全て評価の対象とする。

ただし、評価は協働事業をより良いものに成長させるために行うものであることから、協働事業実績調査等の結果を踏まえ、市が積極的に推進していく事業等を中心とする。

(2) 市民協働推進行動計画評価

推進方策に位置付けられている各種取組についても、原則として、毎年度、進捗状況を把握し、府中市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）に報告する。

（協働事業評価の方法）

第3 協働事業評価の方法は次のとおりとする。

(1) 自己評価

ア 協働事業の当事者は、別に定める自己評価用のチェックシート（振り返りシート）を用い、協働事業の効果や成果等について、評価を行うものとする。

イ 実施時期として、原則、協働事業が終了した際に行うものとする。

ただし、協働事業の実施期間が長期にわたる場合は、事業終了後に限らず、事業実施前や事業実施の中間時など、事業の実施形態等を踏まえ、必要に応じて効果的な時期に実施するものとする。

(2) 相互評価

ア 協働事業の当事者は、それぞれ行った自己評価を持ち寄り、評価が異なる項目の原因分析や改善点、課題の抽出等について意見交換を行ったうえで、別に定める相互評価用のチェックシートを用い、事業を振り返り、評価を行うものとする。

イ 実施時期として、協働事業の当事者同士が、効果的かつ効率的に協働事業を振り返ることができる時期に行う必要があることから、原則として協働事業の終了時に行うものとする。

なお、自己評価同様、長期にわたる場合については、必要に応じて、

効果的な時期に行うものとする。

ウ 協働事業を実施した課においては、相互評価用のチェックシートを、協働推進課に提出するものとする。

(3) 第三者評価

ア 推進会議が、協働事業に対する信頼性と市民の参加意欲の向上を図るとともに、より客観的に課題を把握し、検証結果を今後の取組に生かすため、評価を行うものとする。

イ 第三者評価を実施するに当たり、より一層、協働に係る市職員の意識の高揚を図るとともに、各事業について、事業の目的や内容を正しく理解しながら、市民協働の推進に関する基本方針に基づく協働の手法を適切に取り入れているか等を踏まえて評価・検証を行う必要があることから、協働事業の当事者と推進会議の委員による意見交換会を実施した後、推進会議において評価を実施するものとする。

ウ 実施時期として、第三者評価の結果が可能な限り次年度の予算に反映できるよう、PDCAサイクルの観点から、事業終了後の翌年度に実施するものとする。

(その他)

第4 この基準に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

この基準は平成28年4月12日から施行する。

付 則

この基準は平成30年4月1日から施行する。

5 評価シート（様式）

第1号様式

府中市協働事業 自己評価シート(振り返りシート)

☐ 市民側

☐ 市側

事業名称	
事業実施者	
中間支援組織 等事業協力者	
事業目的	
事業内容	
事業目標	
役割分担	役割分担表を添付してください(書式は自由です。)

5段階で評価してください。

5 = 十分に達成された(80%以上)

2 = あまり達成されなかった(20%～40%)

4 = ほぼ達成された(60%～80%)

1 = 達成されなかった(20%以下)

3 = 課題があるもののおおむね達成された(40%～60%)

N = 評価項目として適当ではない

事業計画段階	平均値	0.0	合計点	0 / 20	評価
1	目的共有の原則を踏まえ、解決に取り組むべき地域課題や協働する意義、費用に対する効果等について、お互いの認識を共有することができましたか。				
2	相互理解の原則を踏まえ、十分なコミュニケーションを図ることで、会計処理や意思決定の方法などの組織の決まりや立場の違いを、お互いがよく理解することができましたか。				
3	対等の原則や、自主性尊重・自立化の原則を踏まえ、お互いの得手不得手を認識し、それぞれの特性をいかすことができるよう、役割分担や事業計画を作成することができましたか。				
4	継続事業の場合には、前回実施した事業の検証結果を十分に反映して、事業計画を作成することができましたか。				
特記事項					

事業実施段階	平均値	0.0	合計点	0 / 15	評価
5	対等の原則や相互理解の原則を踏まえ、お互いに対等な立場で率直な意見交換を行い、情報共有を図りながら事業を進めることができましたか。				
6	対等の原則や相互理解の原則、自主性尊重・自立化の原則を踏まえ、お互いの特性や立場の違いを理解し、お互いの強みや得意分野を、どのようにしたらいかし合えるかを相談しながら取り組むことができましたか。				
7	対等の原則を踏まえ、相手に任せきりにせず、お互いが役割を自覚して事業の進捗状況についてチェックを行い、必要に応じて修正しながら取り組むことができましたか。				
特記事項					

事業終了段階		平均値	0.0	合計点	0 / 15	評価
8	対等の原則や相互理解の原則を踏まえ、お互いに対等な立場で率直な意見交換を行い、情報共有を図りながら事業を進められましたか。					
9	対等の原則や相互理解の原則、自主性尊重・自立化の原則を踏まえ、お互いの特性や立場の違いを理解し、お互いの強みや得意分野を、どのようにしたらいかし合えるかを相談しながら取り組むことができましたか。					
10	対等の原則を踏まえ、相手に任せっきりにせず、お互いが役割を自覚して事業の進捗状況についてチェックを行い、必要に応じて修正しながら取り組むことができましたか。					
特記事項						

■ 事業の成果

総合評価		評価 (合計)	0	(自由記入欄)				
		(平均)	0					
事業評価	目標達成度	(自由記入欄)						
	対象者満足度	(自由記入欄)						
	予算や人的資源規模	(自由記入欄)						
協働で実施した成果	事業実施者満足度	(自由記入欄)						
	相乗効果は得られたか	(自由記入欄)						
中間支援組織等事業協力者の役割と協力による効果								
協働して良かったことや協働で事業を実施するに当たって工夫したこと。								
協働で事業を実施するに当たって課題となったこと。								
今後協働事業を行うに当たって取り組んだ方が良いこと・改善したいこと。								
その他自由記入欄								

府中市協働事業 相互評価シート(振り返りシート)

事業名称			
事業実施者			
出席者		シート作成者	
中間支援組織 等事業協力者			
事業目的			
事業内容			
事業目標			
役割分担	役割分担表を添付してください(書式は自由です。)		

5段階で評価してください。

5 = 十分に達成された(80%以上)

2 = あまり達成されなかった(20%~40%)

4 = ほぼ達成された(60%~80%)

1 = 達成されなかった(20%以下)

3 = 課題があるもののおおむね達成された(40%~60%)

N = 評価項目として適当ではない

事業計画段階	市民 (平均)	市 (平均)	評価
目的共有の原則、対等の原則、相互理解の原則、自主性尊重・自立化の原則等協働の原則を踏まえて実施ができましたか。 (特筆すべき点や工夫した点などがあればご記入ください。)			

事業実施段階	市民 (平均)	市 (平均)	評価
情報共有を図りながら、互いの強みや得意分野等をいかながら実施ができましたか。 (特筆すべき点や工夫した点などがあればご記入ください。)			

事業終了段階	市民 (平均)	市 (平均)	評価
情報共有を図りながら、互いの強みや得意分野等をいかながら実施ができましたか。 (特筆すべき点や工夫した点などがあればご記入ください。)			

■ 事業の成果

総合評価		評価 (合計)	0	(自由記入欄)
		(平均)	0	
事業 評価	目標達成度	(自由記入欄)		
	対象者満足度	(自由記入欄)		
	予算や人的資源 規模	(自由記入欄)		
協働で 実施した 成果	事業実施者満足度	(自由記入欄)		
	相乗効果は得られたか	(自由記入欄)		
中間支援組織等事業協力者の役割と協力による効果				
協働して良かったことや協働で事業を実施するに当たって工夫したこと。				
協働で事業を実施するに当たって課題となったこと。				
今後協働事業を行うに当たって取り組んだ方が良いこと・改善したいこと。				
その他自由記入欄				

府中市協働事業 第三者評価シート

事業名称	
事業実施者	
事業目的	
事業内容	
事業目標	

1 評価結論	
2 事業について	
3 協働の広がり の可能性	
4 意見交換会を 踏まえて	
5 まとめ	

【評価の結論】 A:協働事業として適切で優れていると評価できる。

B:協働事業として適切であるが、一部改善することで、更なる発展が期待できる。

C:協働事業としておおむね適切であるが、一部改善の必要がある。

D:協働事業として取り組むにはかなりの改善が必要である。

E:協働事業としては不十分であった。

6 府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱

平成 27 年 2 月 27 日
要綱第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、府中市市民提案型協働事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和 52 年 11 月府中市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「協働」とは、多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力することをいう。

2 この要綱において「市民提案型協働事業」とは、地域の課題や社会的な課題の解決に向けて市民と市とが連携・協力して取り組む事業であって、市長の募集に応じ、市民が提案するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

- (1) 市内に活動の拠点を有し、5 人以上の構成員で組織されていること。
- (2) 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。
- (3) 適正な会計処理が行われていること又は行われる見込みがあること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）の規定による処分を受けていないこと又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下でないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する者が実施する市民提案型協働事業であって、その具体的な効果が期待できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの

- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 施設等の整備を目的とするもの
- (5) 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの
- (6) 学術的な研究に関するもの
- (7) 地域住民の交流行事その他の親睦を目的とするもの
- (8) 国、地方公共団体等から補助を受けるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象となる事業として不適当と認めるもの

2 補助対象事業は、原則として単年度で完了するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講師等への謝礼金
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 保険料
- (6) 会場等の使用料又は賃借料
- (7) 会場の舞台装置その他の設備の設営費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

（補助金額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

（交付の要望に伴う手続）

第7条 市長は、規則第3条の規定による補助金の交付の要望を受けたときは、当該要望をした者に対し、公開の場で当該要望に係る市民提案型協働事業の内容について発表する機会を与えるものとする。

2 市長は、前項に規定する要望に係る市民提案型協働事業の具体的な効果の検討に際し必要があると認めるときは、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）別表に規定する府中市市民協働推進会議に意見を聴くことができる。

（補助金の請求）

第8条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第2項に規定する通知を受けた後に、請求書を市長に提出することにより当該決定された額を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る交付決定

者に対し、補助金を交付するものとする。

（実績報告の時期）

第9条 規則第11条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了後30日以内に行わなければならない。

（精算）

第10条 規則第11条の規定による実績報告を行った交付決定者は、補助対象事業の実績に基づき算出した補助金の額が第8条第2項の規定により交付を受けた補助金の額を下回るときは、その差額を返還しなければならない。

（様式）

第11条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年10月23日要綱第78号）

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

7 提案型協働事業審査基準

審査項目		審査の視点	得点
地域課題・市民ニーズ分析		地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。	/10
先駆性		新しい視点と創意により組み立てられた、先駆的な事業か。	/5
事業の妥当性	公共性（公益性）	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるもので、市が関わるのがふさわしい事業であるか。	/10
	具体性	事業内容や実施方法は、具体的かつ現実的に考えられているか。	/5
	目標・成果設定	事業を行う事により達成しようとする目標や成果は明確になっているか。	/5
	費用対効果	費用対効果の視点に立った検討がされているか。	/5
事業成果	事業の発展性・将来展望	事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性があるか。	/5
	市民力の向上	多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域力の向上につながるか。	/5
協働の必要性	必要性	課題解決のために協働という手法が必要か。	/10
	役割分担	団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。	/5
	効果	課題解決のために協働で事業を実施することによって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向上が期待できるか。	/10
実現可能性	実施能力	事業を遂行する能力(事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制など)があると認められる団体か。	/5
	相互理解	団体と市がそれぞれの特性や違いを認め合い、共通認識に立って進めていくことができる事業となっているか。	/10
	予算の適当性	実現可能で、継続性を考慮した予算の積算が行われているか。	/5
	プレゼンテーション能力	提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。	/5
合 計			100

